

公告

令和4年10月7日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

(4) 業務場所

豊橋市豊栄町地内

(5) 契約上限金額

金517,880千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿の建設コンサルタントについて業者登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

オ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）に基づく廃棄物部門事業登録をしていること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定

- を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 応募者は、過去 10 年間（平成 24 年 4 月 1 日以降）において、元請けとして同種業務（※1）の実績を有すること。
- (3) 別紙「仕様書」第 3 章 3（3）に定める技術者を配置できること。
- (4) 豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業の落札者でない者、又は当該落札者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面において関連があるとは、発行済株式総数の 100 分の 50 以上を保有、又は出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者、人事面において関連があるとは、当該企業の役員を兼ねている者とする。

※1 「同種業務」は、平成 24 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

同種業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間（平成 24 年 4 月 1 日以降）に地方自治体が DBO 方式により発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付、処理能力 100t/日・炉以上かつ複数炉構成の建設工事を対象とする設計監理及び施工監理業務の完了実績を有すること。
------	---

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-3125

愛知県豊橋市豊栄町字西 530 番地

豊橋市環境部施設建設室（豊橋市資源化センターリサイクルプラザ 2 階）

電話：0532-38-0777

ファックス：0532-46-7942

電子メールアドレス：shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市環境部施設建設室ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/18103.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和 4 年 10 月 26 日（水）午後 5 時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和4年11月14日（月）午後5時必着

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

（1）第一次審査（書面審査） ※応募者が5者以上の場合のみ実施

評価項目「応募者の実績」及び「担当チームの能力」について評価し、第二次審査の参加者として、各評価の合計得点上位3者を選定する。

（2）第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和4年12月2日（金）【予定】

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

（1）提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（2）提出された提案書等は返却しない。

（3）次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）その他詳細は、「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務プロポーザル実施要領」による。